

---

◇村 田 薫 君

○議長（森元淑雄君） 最初に、2番、村田 薫君の一般質問を許可いたします。村田 薫君、登壇願います。

（2番 村田 薫君 登壇）

○2番（村田 薫君） おはようございます。

通告に従いまして、一般質問をいたします。

質問事項は、外国語看板の設置をです。

質問の要旨、この10年くらいの間、我が町にも外国人居住者や外国人来訪者が増えてきております。

日曜日の夕方ともなりますと、毎週スーパーに5、6人の外国人居住者の方々が楽しそうに会話をしながら、買物に来ております。我が町もインターナショナルになってきたと感じるこの頃です。

さて、私は昨年5月から町の委嘱を受けまして、不法投棄監視人をしております。山間地域、区域の担当となっております。担当区域の湯尻川流域、荒川から黒森山に向かう道路、湯尻橋周辺、仏沢ため池の中州にあります島周囲には、白いビニールの買物袋に入ったごみの袋が3ないし4個ぐらい、数か所に捨てられていたことが多々ありました。

この地域に住んでいる方々に誰が捨てているのか尋ねてみますと、外国人のグループがこの地域を移動するときに、捨てていくとのこともあるようでした。特に川の流れの中や、仏沢ため池に捨てられた袋は水中に沈んでしまい、拾い上げることができないものもあり、水質汚染になっているのと思っております。

今後、海外からの外国人居住者や来訪者が増加していくと思いますが、道端や川、沼などにごみを捨てることを禁止するなどの看板を居住外国人の多い国の言葉で作成し、設置してもらいたいと思いますが、町長のご見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ごみの不法投棄、ポイ捨ては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び美郷町不法投棄の防止に関する条例により、何人もみだりに廃棄物を捨ててはならないとされております。なお、法律による罰則規定としては、個人の場合は5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金、またはその両方

を課すと規定されております。

町では、不法投棄を防止し、生活環境の保全を図るため、不法投棄監視人7名を委嘱し、不法投棄の早期発見などに努めていることは、議員ご承知のとおりです。令和3年度の監視パトロールでは、山間区域を中心に125回、計389時間活動いただいております。

また、役場に対する町民からの通報については、速やかに現地を確認し、不法投棄した者につながるものがないか調査した上で、看板を設置し注意喚起しており、令和3年度は10か所14基、令和4年度では現在まで6か所10基を設置しているところです。

それでもなお、状況が改善されない場合は大仙警察署と連携してパトロールを行うなど、不法投棄への対処と防止に努めてきているところです。

ご質問の外国語表記による不法投棄への対応については、こうした取組の一環となりますので、現在の不法投棄の状況を踏まえ、英語など外国語を含む注意看板を今年度中に作成し、緊急性の高いところから適宜設置し、住民及び来訪者のマナー向上に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）村田 薫君の再質問を許可いたします。

○2番（村田 薫君） 再質問いたします。

近隣の市町村では、観光地の角館の武家屋敷に、英語で路上禁煙とごみのポイ捨て禁止の看板がありまして、ほかの外国の方々も理解できるようにイラスト入りとなっていて、言語だけでなく看板より多少の優しい表現になっておるらしくて、結構受入れやすいということを知りました。

私が町から預かっているこの看板というのは、日本語なんですけれども、人差し指でゴミ捨てるなという非常にきつい、強烈な印象を与えるようなものなので、もう少し優しく外国人の方々が快く理解できるようなものをどうでしょうかということ、お伺いですが、いかがなものでしょうか。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

町作成の看板については、注意喚起を強くするという意識の下で現在の看板を作成しておりますが、議員ご指摘の優しくという部分についても否定するものでございませんので、ご意見として受け止め、次の作成の際の参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「なし」の声あり）

これで、2番、村田 薫君の一般質問を終わります。

---